

健康づくり推進員（区体育厚生協会地区委員）委嘱要綱

昭和58年9月1日

浪速区役所

浪速区体育厚生協会

全ての区民が、健康づくりに高い関心をもち、地域ぐるみでスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう気運の醸成と指導者の組織化を図るため、次により健康づくり推進員を委嘱し、健康づくり活動の一層の推進に資する。

- 1) 組織 健康づくり推進員は、各連合毎に体育指導委員を含めた連合組織（体協支部）を結成する。
- 2) 職務 健康づくり推進員は、健康づくりに関する世論の啓発と事業の推進を図るため、関係団体及び体育指導員と連携して次の活動を行う。
 - ①健康づくり事業の企画・運営
 - ②健康づくりのための啓発活動
 - ③なわとび・ジョギング等、健康に関する同好会組織の育成・指導
 - ④体育厚生事業への協力
- 3) 研修 健康づくり推進員は、市・区その他関係団体の行う研修事業の積極的に参加し、知識・技術の向上に努める。
- 4) 選考基準 次に掲げる各号を基準として選考する。
 - ①スポーツ・レクリエーションに関し、相当な経験と実績を有すること。
 - ②健康づくり推進員として活動できる時間的な余裕を有すること。
- 5) 任期 任期は2年とする。ただし、任期中に異動のあった場合、後任者の残任期間とする。
- 6) 定数 定数は100名以内とする。なお、各連合別定数は原則として1町会1名とする。
- 7) 選任方法 健康づくり推進員は、各連合振興町会長の推薦より、区長及び体育厚生協会会长が委嘱する。